

● **縦覧** 自分の土地・家屋の評価額と、自己以外の土地・家屋の評価額とを比べることができます。

縦覧期間	4月1日(月)～30日(火) ※土・日曜日、祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分
場 所	税務課 各地域事務所(各事務所が保管する各地域の分のみ)
対 象	関市に固定資産税(土地・家屋)を納めている方(納税者)、納税者から委任を受けた代理人
内 容	【土地】所在・地番・地目・地積・価格 【家屋】所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格・建築年
手 数 料	無料(縦覧帳簿の写しは交付しません)
必要なもの	印鑑、本人確認ができるもの(身分証明書、健康保険証、運転免許証、納税通知書など)※代理人は、上記のほか委任状または承諾書の提出も必要

※縦覧ができない場合

- 免税点未満(少額のため課税免除された資産)または非課税資産のみを所有する方の縦覧
- 納税者以外の縦覧
- 土地だけを所有する方の家屋の縦覧(逆の場合も同じ)
- 将来購入予定の土地や特定の個人が新築した家屋の縦覧



● **閲覧** 自分の固定資産税の課税内容を常に確認することができます。

閲覧期間	4月1日(月)から通年 ※土・日曜日、祝日、年末年始を除く、午前8時30分～午後5時15分
場 所	税務課 各地域事務所

対 象	納 税 義 務 者	借 地 人 ・ 借 家 人 等 (有償の契約であること)
内 容	所有する固定資産税台帳(名寄帳)	賃貸借契約などの対象となっている固定資産税台帳(名寄帳)
手 数 料	閲覧1回につき300円 固定資産課税台帳(名寄帳)の写しの交付は1枚につき10円 ※縦覧期間中の閲覧は無料	閲覧1回につき300円 固定資産課税台帳(名寄帳)の写しの交付は1枚につき10円 ※縦覧期間中の閲覧も有料
必要なもの	・印鑑 ・本人確認ができるもの(身分証明書、健康保険証、運転免許証など)	・印鑑 ・本人確認ができるもの(身分証明書、健康保険証、運転免許証など) ・賃貸借契約関係がわかる書類(賃貸借契約書、料金払込票など)

◆照会先 税務課土地係 ☎23-7731
家屋係 ☎23-8783 FAX21-2308

※平成25年度の固定資産税の納税通知書は、4月1日(月)に発送予定です。

評価額の審査申出

固定資産税の納税者の方は、固定資産税の評価額について、次の場合に審査の申出をすることができます。

- ▷地目の変換、家屋の改築または損壊などの事情がある場合
- ▷地価の下落により修正された価格に不服がある場合

◆審査申出期間 4月1日(月)から納税通知書の交付を受けた日の60日後まで

◆照会先 総務管財課 ☎23-6803 FAX23-1600



■固定資産税の縦覧・閲覧を行います。自分の土地や家屋などの評価額、課税内容をご覧いただけます。

土地・家屋の価格などの縦覧・閲覧